



山鹿市選挙管理委員会告示第 21 号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号。以下「特例法」という。）第4条第1項及び第5条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の50分の1の数、自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項、第86条第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の3分の1の数並びに特例法第4条第11項及び特例法第5条第15項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の6分の1の数は次のとおりである。

令和8年3月2日

山鹿市選挙管理委員会



記

50分の1の数	807人
3分の1の数	13,441人
6分の1の数	6,721人